

# 山梨県公報

号外第四十二号

平成十九年

五月十八日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送……………三
- 事業者及び候補者一人あたりの放送回数の一部改正……………三

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十九年五月十八日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
入倉要後援会	入 倉 要	小 吉 重 晴	甲府市中央一 二二三七 TRIXビル 5F	平成十九年 四月二十日	平成十九年 四月二十四日
卯月政人後援会	卯 月 政 人	窪 田 清	大月市猿橋町桂台一 一〇 一 一	平成十九年 四月二十日	平成十九年 四月二十四日
山梨小泉あきお会	月 下 部 裕 丈	野 村 之 彦	富士吉田市小明見二〇五八 西方寺内	平成十九年 四月二十六日	平成十九年 四月二十六日
道友クラブ	太 田 道 夫	角 田 広 徳	甲府市国母三 一五 一三	平成十九年 五月九日	平成十九年 五月九日

川村吉則後援会	新田 恵男	川村 龍雄	南都留郡西桂町倉見七〇〇二	平成十九年 五月八日	平成十九年 五月十一日
杉本英明後援会日本ふるさと会	山 浦 賢 司	荒 井 一 江	大月市大月町真木二一八五	平成十九年 五月十一日	平成十九年 五月十一日
山田善一後援会	山 田 善 一	尾 崎 正 浩	大月市富浜町鳥沢二八〇一	平成十九年 五月七日	平成十九年 五月十四日
なかそね康人山梨後援会	熊 谷 和 正	饗 場 孝	甲州市塩山西野原七〇六	平成十九年 五月十二日	平成十九年 五月十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党竜王支部	保 坂 武	坂 本 一 之	甲斐市篠原七四三	平成十九年 三月三十日	平成十九年 四月二十五日
旧		金 丸 毅	雨 宮 貞 夫	甲斐市玉川九六一	平成十九年 三月三十日	平成十九年 四月二十五日
新	白友会			南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	平成十九年 四月二十五日	平成十九年 四月二十五日
旧				南都留郡富士河口湖町船津二〇〇八	平成十九年 四月二十五日	平成十九年 四月二十五日
新				甲州市勝沼町勝沼二八九三	平成十九年 五月十日	平成十九年 五月十日
旧	高友会			甲州市勝沼町勝沼一九九七	平成十九年 五月十日	平成十九年 五月十日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
清水武則を育てる会	清 水 七 郎	五 味 武 俊	斐崎市本町一六三	平成十九年 三月三十一日	平成十九年 四月二十四日
斉藤わたる後援会	小 池 静	土 屋 勝 雄	甲斐市竜王三二〇五	平成十八年 十二月二十八日	平成十九年 五月八日
清節会	大 村 朝 道	久 保 田 健 造	甲州市伊勢四二二一	平成十九年 五月六日	平成十九年 五月十六日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
入 倉 要	参議院議員	入倉要後援会	甲府市中央一 一一三七 TRIXビル 5F	入 倉 要	平成十九年 四月二十日	平成十九年 四月二十四日
卯 月 政 人	大月市議会議員	卯月政人後援会	大月市猿橋町桂台一 一〇一一	卯 月 政 人	平成十九年	平成十九年

山田 善一	大月市議会議員	山田善一後援会	大月市富浜町鳥沢二八〇一	山田 善一	四月二十日 平成十九年 五月七日	四月二十四日 平成十九年 五月十四日
-------	---------	---------	--------------	-------	------------------------	--------------------------

政治資金規正法第十九条第三項第三号の届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地		代表者氏名	異動年月日	届出年月日
				旧	新			
	白壁 賢一		白友会	南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	南都留郡富士河口湖町船津二〇〇八		平成十九年 四月二十五日	平成十九年 四月二十五日

委員長 新海 治夫

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成十九年五月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海 治夫

政治資金規正法第十二条第一項

平成十七年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 若藤わたる後援会

報告年月日 平成十九年五月八日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇円
ア 前年繰越額	〇円
イ 本年収入額	〇円
(2) 支出総額	〇円
(3) 翌年への繰越額	〇円

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十九年五月十八日

山梨県選挙管理委員会

施設の名 称	所 在 地
介護老人保健施設大津ケアセンター	甲府市大津町一五〇九番地一

委員長 新海 治夫

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数（平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改める。

平成十九年五月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海 治夫

表中「

—
---

」を「

—
---

」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番